

埼玉県電話・オンライン診療体制整備支援事業補助金について

令和2年5月1日

1 目的

県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医師と患者間において、電話や情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為（以下「電話やオンラインによる診療」という。）を実施する医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業は、以下に定める事業とします。

(1) 電話やオンラインによる診療事業

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省策定。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び同省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「4月10日事務連絡」という。）に基づいて行われる電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者に対する2度目以降の電話やオンラインにより行われる診療（以下「初診及びその患者の再診」という。）。

(2) リーフレット作成事業

4月10日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療を実施することを周知するために外注により作成したリーフレットの作成経費。

(3) 補助対象事業の実施期間

(1) 及び (2) の事業について、令和2年5月1日から令和2年10月31日又は4月10日事務連絡に基づいて行われる電話やオンラインによる診療の取扱いが終了する日のいずれか早い日までに行われる事業。

3 補助対象事業者

この補助金の交付の対象となる事業者は、補助対象事業を行う埼玉県内の病院又は診療所（歯科診療所又は、国、地方公共団体、独立行政法人が設置する医療機関を除く。）を開設する者としてします。

4 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次により算出するものとします（1,000円未満切り捨て）。

(1) 電話やオンラインによる診療事業

電話やオンラインによる診療のうち、初診及びその患者の再診1件につき3,000円を乗じた額を補助金額とする。

(2) リーフレット作成事業

- ① 対象経費の実支出額から算出した1枚当たり単価と1枚当たり基準単価（33円）とを比較して少ない方を補助対象単価とする。
- ② 実際に作成した枚数と基準上限枚数（2,000枚）とを比較して少ない方を補助対象枚数とする。
- ③ ①で算出した補助対象単価に②で算出した補助対象枚数を乗じた額を補助金額とする。